

## 歩きたくなる地域の魅力発信業務委託に係る企画コンペ実施要領

### 1 目的

自家用車に依存し過ぎたライフスタイルから、歩くことや自転車、公共交通の利用などを積極的に取り入れたライフスタイルへの転換を促すため、県民や佐賀県を訪れる人に対して歩く機会を提供し、人的交流の活発化を通じた地域の魅力向上を図ることを目的として、歩きたくなる地域の魅力発信業務を実施する。

については、企画コンペ方式により歩きたくなる地域の魅力発信業務について意欲のある事業者を募集する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 業務の名称

歩きたくなる地域の魅力発信業務

#### (2) 業務の内容

別添「歩きたくなる地域の魅力発信業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

#### (4) 予算額

金9,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 企画提案公募スケジュールと内容

#### (1) 実施スケジュール(予定)

令和2年7月22日(水)	県ホームページでの公募開始
令和2年7月29日(水)	事前説明会申込書提出期限
令和2年7月31日(金)	事前説明会
令和2年8月18日(火)	企画コンペ参加申込書提出期限
令和2年8月25日(火)	企画書提出期限
令和2年8月27日(木)	企画コンペ(プレゼンテーション・審査会)
令和2年8月31日(月)	委託業者決定

#### (2) 事前説明会の開催

日 時 令和2年7月31日(金) 10時00分から

場 所 佐賀県庁 新館7階 地域交流部西会議室

公示した実施要領等は各自持参すること。

参加申込方法

事前説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、令和2年7月29日(水)12時までに電子メール又はFAXにより「8 問い合わせ先」まで提出すること。

事前説明会の参加は、企画コンペの参加に係る必須要件とする。

#### (3) 仕様書等に対する質問書の提出

仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書(様式2)に必要事項を記入の上、令和2年8月7日(金)までに電子メール又はファックスにより提出すること。回答は、令和2年8月17日(水)17時00分までに質問者に対し、電子メール又はFAXにより回答する。

なお、必要に応じて、応募者全員に回答内容を周知する場合がある。

#### (4) 企画コンペ参加申込書の提出

- 提出書類 ・ 様式 3「企画コンペ参加資格確認書」  
( 単独事業者：様式 3-1、共同事業者：様式 3-2、2-3 及び共同事業者協定書 )  
・ 団体概要及び実績書 ( 様式 4 )  
・ 誓約書 ( 様式 5 )
- 提出期限 令和 2 年 8 月 18 日 ( 火 ) 17 時まで
- 提出場所 佐賀県地域交流部交通政策課  
佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 ( 新館 7 階 )
- 提出方法 持参、郵送 ( 必着 )

#### ( 5 ) 企画提案書等の受付

- 提出書類 ・ 企画提案書 ( 任意様式 ) 7 部  
提案書には、企画案に加え、20 市町のコースのマップ案 ( 例示として 1 箇所 )、イベントの広報案、リアルウォーキングコースの広報案、その他実施するイベントの広報案の内容を含むこと。  
提案書には、表紙に企画提案日を記載すること。
- ・ 見積書 7 部  
見積価格は審査における評価項目の 1 つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。  
見積書のうち 1 部は事業者の代表者氏名の記載及び捺印があるもの ( 原本 ) とすること。なお、残り 6 部は原本の写しでも構わない。
- ・ 会社概要 ( パンフレット等 ) 7 部
- 提出期限 令和 2 年 8 月 25 日 ( 火 ) 17 時まで
- 提出場所 佐賀県地域交流部交通政策課  
佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 ( 新館 7 階 )
- 提出方法 持参、郵送 ( 必着 )

#### 企画提案書等の取扱い

- ・ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・ 企画提案書の受領後、県が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

#### ( 6 ) プレゼンテーションの開催

- 日 時 令和 2 年 8 月 27 日 ( 木 ) 開催予定  
場所と時間は参加者に後日連絡する。
- 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
- プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に担当部署まで申し出ること。ただし、パソコンは持参すること。

#### ( 7 ) 審査会の開催

- ・ 審査員は、別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は 0 点とする。
- ・ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、企画内容の評

価点が高い者を最優秀提案事業者とする。

- ・最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。
- ・審査結果については、各提案事業者へ個別に通知する。
- ・業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

#### 4 参加要件

本業務委託の企画コンペは、単独又は共同提案により行うものとし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、 の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

##### (1) 単独提案の場合

緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制を整えていること。

事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

公募開始の日の6か月前から参加資格確認の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

共同事業体の構成員でないこと。

##### (2) 共同提案の場合

代表者（幹事者）を定めること。

すべての構成員が（1）～ の要件を満たすこと。

すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

#### 5 業務の委託契約

(1) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う

ものとする。

- (2) 最優秀提案事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

## 6 契約の締結

令和2年9月上旬(予定)

## 7 その他

### (1) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

参加する資格のない者が行った場合

本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

1人で2以上の提案をした場合

代理人でその資格のない場合

提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

### (4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

### (5) 参加事業者に求められる義務

参加事業者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為をしないこと。

### (6) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、「8. 問い合わせ先」までFAX又は電子メールにより連絡すること。質疑応答の内容は、必要に応じて参加事業者全員に通知する。

## 8 問い合わせ先

佐賀県地域交流部交通政策課 地域交通担当 牟田

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL : 0952-25-7525 FAX : 0952-25-7142

E-mail : koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

## 9 個人情報の取扱

この募集に伴い収集した個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行びプログラム (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) に基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。